

官報目錄

一七五	外国為替令等の一部を改正する政令	九 80	二	日 号ペ
一七六	刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一 一一	一	
一七七	輸出貿易管理令の一部を改正する政令	一 一	一	
一七八	外務省組織令の一部を改正する政令	一 一	二	
一七九	道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	一 一	二	
一八〇	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令	一 一	七	
一八一	特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令	一 一	七	
一八二	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令	一 一	三	
一八三	令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	二五 93	一八 86	二二
一八四	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二五 93	二五 93	三三一
一八五	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令	二五 93	二五 93	三三一

內閣官房令

府令・省令

デジタル庁令・省令

デジタル庁組織

デジタル庁令

○ 内閣農林水土交通省省科学部

○ 財内厚生省、労務省、農林省、土木省、水産省、交通省、産業省、各省の閣僚等が出席する。

府令・省令

省会

○復興序

復興亭

に関する省令の一部を改 正する命令

三七	電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
三八	國勢調査施行規則の一部を改正する省令	國勢調査施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
三九	総務省組織規則の一部を改正する省令	総務省組織規則の一部を改正する省令	一 73 九
四〇	総務省定員規則の一部を改正する省令	総務省定員規則の一部を改正する省令	一 73 九
四一	電波法施行規則等の一部を改正する省令	電波法施行規則等の一部を改正する省令	一 73 九
四二	第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令	第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令	一 73 九
四三	地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定期額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令	地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定期額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令	一 73 九
四五	電波法施行規則の一部を改正する省令	電波法施行規則等の一部を改正する省令	一 73 九
一〇 法務省	一 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令	一 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令	一 73 九
一六 破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令	一 破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令	一 破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
一七 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	一 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	一 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
一八 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
一九 法務省組織規則の一部を改正する省令	一 法務省組織規則の一部を改正する省令	一 法務省組織規則の一部を改正する省令	一 73 九
二〇 法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	一 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	一 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	一 73 九
二一 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令	一 二 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令	一 二 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令	一 73 九
二二 ○外務省	一 外務省組織規則の一部を改正する省令	一 外務省組織規則の一部を改正する省令	一 73 九
二三 ○財務省	一 独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令	一 独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令	一 73 九
二四 ○財務省	一 国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令	一 国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令	一 73 九
二五 ○財務省	一 財務省組織規則の一部を改正する省令	一 財務省組織規則の一部を改正する省令	一 73 九
二六 ○財務省	一 株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令	一 株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令	一 73 九
二七 ○財務省	一 財務省定員規則の一部を改正する省令	一 財務省定員規則の一部を改正する省令	一 73 九
二八 ○財務省	一 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	一 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	一 73 九
二九 ○財務省	一 警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	一 警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	一 73 九
三〇 ○財務省	一 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	一 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
三一 ○財務省	一 國際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令	一 國際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
三四 一〇 法務省	一 岁入徴収官事務規程及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令	一 岁入徴収官事務規程及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令	一 73 九
三四 一〇 法務省	一 地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
三四 一〇 法務省	一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
四一 一〇 厚生労働省	一 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
四二 一〇 厚生労働省	一 文部科学省定員規則の一部を改正する省令	一 文部科学省定員規則の一部を改正する省令	一 73 九
四三 一〇 厚生労働省	一 国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令	一 国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令	一 73 九
四四 一〇 厚生労働省	一 文部科学省組織規則の一部を改正する省令	一 文部科学省組織規則の一部を改正する省令	一 73 九
四五 一〇 厚生労働省	一 令和六年能登半島地震災害に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 令和六年能登半島地震災害に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 73 九
四五 一〇 厚生労働省	一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一 73 九

四八	驅動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件	二
〇金融庁	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件の一部を改正する件	一
四九	保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件	一
五〇	保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件	一
五一	電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件	一
五三	電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件	一
五四	保険業法第二百三十四条第二号の規定による届出に関する件	一
五五	保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件	一
五六	銀行法施行令第十七条の第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件	一
五七	二二〇	二二〇

一四六	水銀に関する水俣約 定の交換に関する件	二四	附属書A及び附属書Bの 改正に関する件
一四七	ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国 政府とザンビア共和国政 府との間の書簡の交換に 関する件	二五	モーリシャス共和国政府 に対する贈与に関する日本国 政府とモーリシャス共和国政 府との間の書簡の交換に 関する件
一四八	モーリシャス共和国政府 に対する贈与に関する日本国 政府とモーリシャス共和国政 府との間の書簡の交換に 関する件	二六	カルマ橋架け替え計画の ための贈与に関する日本 政府とウガンダ共和国 政府との間の書簡の交換に 関する件
一四九	カルマ橋架け替え計画の ための贈与に関する日本 政府とウガンダ共和国 政府との間の書簡の交換に 関する件	二七	コトヌ市ベドコ交差点立 体交差建設計画のための 贈与に関する取締の修正 に関する日本国政府とベ ナン共和国政府との間の 書簡の交換に関する件
一五〇	コトヌ市ベドコ交差点立 体交差建設計画のための 贈与に関する取締の修正 に関する日本国政府とベ ナン共和国政府との間の 書簡の交換に関する件	二八	トトヌ市ベドコ交差点立 体交差建設計画のための 贈与に関する取締の修正 に関する日本国政府とベ ナン共和国政府との間の 書簡の交換に関する件
一五一	トトヌ市ベドコ交差点立 体交差建設計画のための 贈与に関する取締の修正 に関する日本国政府とベ ナン共和国政府との間の 書簡の交換に関する件	二九	ルコ共和国政府との間の 円借款の支出期間の延長 に関する日本国政府とト トヌ市ベドコ交差点立 体交差建設計画のための 贈与に関する取締の修正 に関する日本国政府とベ ナン共和国政府との間の 書簡の交換に関する件
一五二	ルコ共和国政府との間の 円借款の支出期間の延長 に関する日本国政府とト トヌ市ベドコ交差点立 体交差建設計画のための 贈与に関する取締の修正 に関する日本国政府とベ ナン共和国政府との間の 書簡の交換に関する件	三〇	モンゴル国政府との間の 円借款の支出期間の延長 に関する日本国政府とト トヌ市ベドコ交差点立 体交差建設計画のための 贈与に関する取締の修正 に関する日本国政府とベ ナン共和国政府との間の 書簡の交換に関する件
一五三	モンゴル国政府に対する 贈与に関する日本国政府 とモンゴル国政府との間 の書簡の交換に関する件	三一	ミクロネシア連邦政府に 対する贈与に関する日本 政府とミクロネシア連 邦政府との間の書簡の交 換に関する件
一五四	ミクロネシア連邦政府に 対する贈与に関する日本 政府とミクロネシア連 邦政府との間の書簡の交 換に関する件	三二	ボリビア多民族国政府 に対する贈与に関する日本 政府とボリビア多民族 国政府との間の書簡の交 換に関する件
一五五	ボリビア多民族国政府 に対する贈与に関する日本 政府とボリビア多民族 国政府との間の書簡の交 換に関する件	三三	パングラデシュ人民共和 国におけるコックスマ ザール県及びバシヤン チャール島におけるミヤ ンマーからの避難民のた めの基礎的な住環境及び 保健医療サービスの整備 並びに生計向上計画のた めの贈与に関する日本国 政府と国際連合難民高等 弁務官事務所との間の書 簡の交換に関する件
一五六	パングラデシュ人民共和 国におけるコックスマ ザール県におけるミヤ ンマーからの避難民及びホ ストコミュニティのため の持続可能な固体廃棄物 の管理計画のための贈与に 関する日本国政府と世界食 糧計画との間の書簡の交 換に関する件	三四	バンガラデシュ人民共和 国におけるコックスマ ザール県におけるミヤ ンマーからの避難民及びホ ストコミュニティのため の持続可能な固体廃棄物 の管理計画のための贈与に 関する日本国政府と世界食 糧計画との間の書簡の交 換に関する件
一五六	バンガラデシュ人民共和 国におけるコックスマ ザール県におけるミヤ ンマーからの避難民及びホ ストコミュニティのため の持続可能な固体廃棄物 の管理計画のための贈与に 関する日本国政府と世界食 糧計画との間の書簡の交 換に関する件	三五	モザンビーク共和国にお ける地域警察活動及び国 境警備体制強化計画のた めの贈与に関する日本国 政府と国際移住機関との 間の書簡の交換に関する件
一五六	モザンビーク共和国にお ける地域警察活動及び国 境警備体制強化計画のた めの贈与に関する日本国 政府と国際移住機関との 間の書簡の交換に関する件	三六	モザンビーク共和国にお ける地域警察活動及び国 境警備体制強化計画のた めの贈与に関する日本国 政府とブルンジ共和国政 府との間の書簡の交換に 関する件
一五六	モザンビーク共和国にお ける地域警察活動及び国 境警備体制強化計画のた めの贈与に関する日本国 政府とブルンジ共和国政 府との間の書簡の交換に 関する件	三七	タマレ市における電力供 給安定化計画のための贈 与に関する日本国政府と ガーナ共和国政府との間 の書簡の交換に関する件
一五六	タマレ市における電力供 給安定化計画のための贈 与に関する日本国政府と ガーナ共和国政府との間 の書簡の交換に関する件	三八	ジャパン・フリーエイ 延伸計画のための贈与に 関する日本国政府とリベ リア共和国政府との間の 書簡の交換に関する件
一五六	ジャパン・フリーエイ 延伸計画のための贈与に 関する日本国政府とリベ リア共和国政府との間の 書簡の交換に関する件	三九	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四〇	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四一	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四二	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四三	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四四	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四五	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四七	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四八	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	四九	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五〇	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五一	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五二	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五三	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五四	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五五	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五七	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五八	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	五九	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件
一五六	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件	六〇	日本国政府と世界保健機 構との間の書簡の交換に 関する件

<p>九 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示</p> <p>一〇 文部科学省、農林水産省、一文化庁</p> <p>一一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件</p>	<p>四七 大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示</p> <p>一八 文部科学省</p> <p>一九 厚生労働省</p>	<p>一三七 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件</p> <p>一三八 令和七年度における高齢者医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関する件</p> <p>一三九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件</p> <p>一四〇 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件</p>	<p>一四一 厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件</p> <p>一四五 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件</p> <p>一四六 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示</p> <p>一四七 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する件</p> <p>一四八 税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正す</p>	<p>一四二 令和七年度における出産育児一時金等の支給に関する費用の見込額の算定に関する件</p> <p>一四三 令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める率</p> <p>一四四 厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件</p> <p>一四五 厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示</p> <p>一四六 厚生労働大臣が定める病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件</p> <p>一四七 厚生労働大臣が定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件</p> <p>一四八 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件</p> <p>一四九 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示</p>	<p>一四九 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示</p>
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 七二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	
<p>一 73 八二</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一 73 八三</p>	<p>一</p>	

六一	輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一項の中欄及び三五の二の項(二)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から經濟産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件	九八〇三九
六二	輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一項の中欄及び三五の二の項(二)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から經濟産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件	九八〇三九
六三	貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理の規定に基づく対象技術を提供することを目的とする取引を行うとする者に報告を求めることの一部を改正する件	九八〇四〇
六四	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件	九八〇四五
六五	百四号(二)から(九)までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類の一部を改正する告示	一〇八一三
六六	輸出貿易管理令別表第五項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、經濟産業大臣の承認を受けなければならぬ貨物から經濟産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件	九八〇四四
六七	輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、經濟産業大臣の承認を受けなければならぬ貨物から經濟産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件	一〇八一四
六八	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原产地又は船積地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件	九八〇四四
六九	輸入貿易管理令別表第一号等に規定する經濟産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件	九八〇四五
七〇	外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件	一〇八一四
七一	外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件	一〇八一四
七二	電気用品安全法第三十一一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件	一〇八一四
七三	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件	一〇八一四
七四	消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件	一〇八一四
七五	○特許庁 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件	三〇六
七六	特定登録調査機関の先行技術調査業務を一部休止する件	一一八二二
七七	○国土交通省 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件	一一八二二
七八	水先人に免許を与えた件	一一八二二
七九	砂防法第二条の土地を指定する件	一一八二二
八〇	砂防法第二条の土地の指定を解除する件	一一八二二
八一	下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示	一一八二二
八二	不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件	一一八二二
八三	海岸法の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事を実行する件	一一八二二

